

事務連絡
令和2年4月28日

各

都道府県 保健所設置市 特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の
時限的・特例的な取扱いにおける自宅療養中の患者への薬剤の配送方法に係る
留意事項について

先般、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「4月10日事務連絡」という。）により、新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応として、電話や情報通信機器を用いた診療や服薬指導等の取扱いについて示したところである。この点、4月10日事務連絡3（1）において、自宅療養又は宿泊療養する新型コロナウイルス感染症の軽症者等に対し、配送等により薬剤を渡す場合は、「当該患者が新型コロナウイルス感染症の軽症者等であることを薬局や配送業者が知ることになる」とされているところ、この場合における薬局及び配送業者における留意事項を下記のとおりまとめたので、貴管下の薬局等に周知していただくようお願いする。

記

自宅療養中の患者に対する薬剤の配送（郵送を含む。以下同じ。）については、配送業者等の感染防止の観点から、薬局は、以下の手順に沿って対応すること。この際、薬局開設者は、薬剤の品質の保持及び患者への確実な授与に係る責任を負うものであり、必要な体制を整えるとともに、配送方法の選択及び受取時の状況確認については当該薬局の薬剤師に適切に判断させるべきであること。

なお、自宅療養中の患者以外の者に対し、配送等により薬剤を渡す場合については、感染リスクを踏まえつつ、適切な配送等の方法を選択すること。

(1) 薬局が自ら薬剤を配送する場合又は家族等が薬局に受取りにくる場合

薬局が適切と考える方法により配送又は受渡しを行うこと。ただし、感染防止の観点から、患者及び当該患者と濃厚接触の可能性のある者（家族等）には、特別な事情がない限り薬局での受渡しは行わないこと。

(2) 薬局が配送業者等に薬剤の配送を依頼する場合

薬局は、あらかじめ、配送業者等に対し、自宅療養中の患者宅に配送を行う際に対応可能な配送方法の有無及び依頼時に必要な事項等を確認しておくこと。

薬局は、必要に応じ、患者に配送物の投函場所・置き場所等の状況を確認した上で、薬局が配送業者等に特別な指示等を行わなくとも、配送業者等が患者と直接接しない方法による配送^{※1}が可能か否かに応じ、次のA又はBの手順により薬剤の配送を行うこと。この際、いずれの手順による場合であっても、薬局は、あらかじめ、薬剤の配送後すぐに受け取る必要があること等を患者に伝えること。

※1 郵便受け又は宅配ボックスへの投函、指定した場所への「置き配」（あらかじめ指定した場所に非対面で荷物などを届けるサービス）等

A 薬局が配送業者等に特別な指示等を行わなくとも、配送業者等が患者と直接接しない方法による配送が可能な場合^{※2}の配送手順

※2 常温保存可能な錠剤等を配送する場合を想定。ただし、温度管理が必要な薬剤を一定期間の温度管理が可能な梱包により配送する場合で、薬剤の品質を保持できると薬剤師が判断する場合も含まれる。

① 薬局は、配送業者等に特別な指示等を行わなくとも配送業者等が患者と直接接しない配送方法を選択し、薬剤の配送先が自宅療養中の患者であることを伝えることなく、配送業者等に薬剤の配送を依頼する。その際、薬局は、選択した配送方法において、配送業者等が自宅療養中の患者と直接接触することがないことを確認しておくこと。なお、薬剤の品質を保持し患者への確実な授与を行う観点から、配送状況が確認できる配送方法を選択することが望ましい。

② 配送業者等は、選択された配送方法により配送する。

③ 薬局は、患者に対し、薬剤の自宅への配送後速やかに薬剤を受け取ったかどうか、薬剤の品質等に関わる問題がないかどうか（例えば、長い間屋外に置かれていなかったか、破損や数量などの不良がないか、など）を電話等により確認する。その際、必要に応じて服薬指導を実施する。

B 配送業者等に特別な指示等を行わなければ、配送業者等が患者と直接接しない方法による配送が難しい場合^{※3}の配送手順

※3 温度管理が必要な薬剤や郵便受け等に入らない大きさの薬剤を配送する場合を想定。

この場合、薬局は、配送業者等に、インターフォンを通じた会話などで患者が自宅にいることを確認した上で患者と直接接触しない方法により配送するよう指示等を行うこと。

(薬剤の配送先が自宅療養中の患者であることを伝えなくとも配送が可能な場合)

- ① 薬局は、薬剤の配送先が自宅療養中の患者であることを伝えることなく、配送業者等に薬剤の配送を依頼し、配送業者等は、選択された配送方法により配送する。
- ② 薬局は、患者に対し、薬剤の自宅への配送後速やかに薬剤を受け取ったかどうか、薬剤の品質等に問題がないかどうかを電話等により確認する。その際、必要に応じて服薬指導を実施する。

(薬剤の配送先が自宅療養中の患者であることを伝えなければ配送できない場合)

- ① 薬局は、利用する配送業者等について、患者の個人情報の管理体制^{※4}が確保されていることを確認する。

※4 以下の3つの条件を満たす体制であること。

- ・ 自宅療養中の患者であることを知り得る者が必要最小限に限定されていること。
- ・ 必要な場合を除き、社の内外を含め、関係者以外の者が当該情報にアクセスができないこと。
- ・ 配送終了後、速やかに患者の個人情報が消去されること。

- ② 薬局は、配送業者等に、配送先が自宅療養中の患者であることを伝えた上で、配送を依頼する。
- ③ 配送業者等は、あらかじめ社内で定めたルール^{※5}に基づき、配送先が「自宅療養中の患者宅」であることを必要最小限の関係者のみに把握させ、選択された配送方法により配送する。

※5 備考欄への記載やシールの貼付等により、配送先が「自宅療養中の患者宅」であることを関係者に把握させるためのルール。

- ④ 薬局は、患者に対し、薬剤の自宅への配送後速やかに薬剤を受け取ったかどうか、薬剤の品質等に問題がないかどうかを電話等により確認する。その際、必要に応じて服薬指導を実施する。